

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1317号)

平成27年10月15日

横 情 審 答 申 第 1317 号

平 成 27 年 10 月 15 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月2日西戸第587号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「亡（死亡：特定年月日）母の印鑑登録（実印登録）の履歴（母の住所：旧：特定番地 新：保土ヶ谷区特定番地（特老）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「亡（死亡：特定年月日）母の印鑑登録（実印登録）の履歴（母の住所 旧：特定番地 新：保土ヶ谷区特定番地（特老）」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「亡（死亡：特定年月日）母の印鑑登録（実印登録）の履歴（母の住所 旧：特定番地 新：保土ヶ谷区特定番地（特老）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月27日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、異議申立人（以下「申立人」という。）本人の情報ではなく、申立人が横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件請求は、申立人の亡母（以下「本件対象者」という。）の印鑑登録の履歴に関する情報を申立人が請求するものであって、申立人を本人とする保有個人情報を請求するものではない。

申立人は、本件対象者の財産を受領し、本件個人情報に係る本人開示請求権を有する旨主張しているが、本件請求に当たり、本件個人情報が申立人の相続した財産に関する情報であることや、不法行為による損害賠償請求権に関する情報を証明する資料等の提出はなかった。したがって、他者が死者の個人情報の本人開示請求を行えないという原則を覆す例外が認められず、申立人には本人開示請求権がないとして、非開示が妥当と判断した。

## 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。

(2) 申立人は本件対象者の実子で財産を受領しており、財産継承者は一人であり、このような資格ある立場の申立人に本件対象者の個人情報に係る本人開示請求権が認められないのは違法である。

## 5 審査会の判断

(1) 印鑑登録に係る事務について

実施機関では、横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）を定め、住民の印鑑の登録及び証明に関する事務を行っている。

同条例第2条では、印鑑の登録を受けることができる者は、横浜市の住民基本台帳に記録されている者とし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができないこととしている。また、登録を受けられる印鑑は1人につき1個としている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件対象者名義の印鑑登録の履歴に関する情報である。申立人は本件対象者名義の印鑑登録の履歴に関する情報が存在することを前提として、当該情報は申立人自身の個人情報でもあるとして本件請求を行っている。

(3) 本人開示請求権について

ア 本件請求は、死者である本件対象者の個人情報について本件対象者の子である申立人が開示を求めたものである。死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方については、平成19年4月26日の当審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に本人開示請求者（以下「請求者」という。）本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることも認められる場合もあるというものである。

そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務

に関する情報の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。

イ 以上の観点から本件について検討すると、本件個人情報の内容は本件対象者に係る印鑑登録の履歴に関する情報であり、本件対象者以外が閲覧することを予定しておらず、本件対象者にのみ帰属する個人情報といえる。

申立人から提出された書類及び主張からは、本件個人情報が、前記で述べた①から④までに例示されているような情報とは認められず、本件個人情報が死者の個人情報であっても、それが同時に申立人自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。

ウ また、申立人は、本件対象者の実子で財産を受領しており、財産継承者は一人であることから、本件個人情報は申立人自身の本人開示請求の対象となると主張している。

しかしながら、申立人が本件対象者の実子であり、財産を受領しているという主張のみからは、本件個人情報が社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報であると認めることはできない。

エ したがって、本件個人情報は、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求について、申立人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井惠里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年10月2日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年10月16日 (第177回第三部会)	・諮問の報告
平成26年10月23日 (第257回第一部会)	
平成26年11月14日 (第261回第二部会)	
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・審議
平成27年5月21日 (第184回第三部会)	・審議
平成27年6月18日 (第185回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年7月23日 (第186回第三部会)	・審議
平成27年8月27日 (第187回第三部会)	・審議
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議